

令和年6度 京都市東山いきいき市民活動センター

ロッカー利用団体募集要項

京都市東山いきいき市民活動センター(以下、センター)は、市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する施設です。

その機能の1つとして、センターを拠点として活動するための設備として、活動で使用する道具類などを保管するための「ロッカー」を設置しています。

施設を定期的に使用する団体を対象に、ロッカー 利用団体を以下のとおり募集します。

- ※ 今回の募集は令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までの利用分です。
- ※ ロッカーへの道具類の出し入れは、いきいき市民活動センターの開館時間のみ可能です。
- ※ 今回の募集以降も、空きがある間は随時申請を受け付けます。

1 応募条件

応募できる方は、市民公益活動やサークル活動等、広く市民が自主的に活動を行う団体であって、以下の条件を満たしているものとします。

- ・ 京都市内で、主たる活動を行っていること、又は、今後行うこと。・ 営利を目的としないこと。
- ・ 宗教活動を主たる目的としないこと。
- ・ 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと。
- ・ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと。
- ・ 暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。

2 申込方法

応募用紙と、活動内容が分かる資料をセンターまで窓口までご持参ください。

また、施設や設備等の見学は随時行っております。詳しくは窓口までお問合せください。

【提出書類】

(1)応募用紙

(2)活動内容が分かる資料(ニュースレター、会報、発行物など A4 サイズ 1 枚程度)

※御提出いただいた資料だけでは活動の内容等が分かりにくい場合は、上記以外の資料のご提出を求めたり、個別に面接をさせていただいたりすることがあります。

3 募集期間

令和6年2月2日(金)～令和6年2月23日(金)

※ 締め切り 令和6年2月23日(金)20時(要持参)

4 選定について

■選定方法

利用団体は、提出書類などにより1の応募条件を満たしていることを確認したうえで決定します。

応募多数の場合は、抽選を行います。また、応募数が設置数に満たなかった場合は、3月以降に、随時募集を実施します。

■選定結果の通知

- (1)利用団体の選定結果は、令和6年3月上旬頃にご連絡いたします。
- (2)決定後、改めて使用許可申請書をご提出していただきます。

5 ロッカーの概要

■利用料(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

大:9,960円/年・個

■設置箇所及び形状(外寸)

幅 450 mm×奥行 515 mm×高さ 890 mm

※ 必ずセンターで大きさ等をご確認ください。

6 利用に当たって

- (1)今回募集分の利用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。
- (2)ロッカーの場所に関しては、センターで決めさせていただきます。
- (3)ロッカー利用料は、令和6年3月31日(日)16時までに、現金で一括してお支払いください。
- (4)利用解約の場合は、1箇月前までにその旨を所定の書面にてセンターにご通知願います。

(1)～(4)のほか、京都市市民活動センター条例及び施行規則に定める事項、並びに使用許可書の交付に当たって提示する条件を遵守していただきます。使用許可を受けた設備を用いて、営利活動、宗教活動及び政治活動を行うこと、又は行っていると誤解を招く行為を禁止します。これらの事項を守っていただけない場合、利用をお断りすることがあります。

7 問合せ・提出先

■東山いきいき市民活動センター

住所:京都市東山区

三条通大橋東入2丁目下る巽町442-9

電話:(075)541-5151

FAX:(075)531-4971

開館 平日 10時～21時

日曜日 10時～17時

休館日 火曜日、12月29日～1月4日

※公共交通機関等をご利用ください。

